

当会会員の懲戒について

2011年3月7日

福岡県司法書士会

会 長 荻林 和則

当会会員が、2月28日をもって3月1日から4ヶ月間の業務停止の処分を福岡法務局長から受けました。

福岡県司法書士会では、同会員が現在受託中の事案等につき早急に全容を明らかにし、善後策を講じる準備をしております。策定後、速やかに依頼者等関係者に個別に連絡する予定にしております。

この作業に後数日かかると思われますので、今しばらくお待ち頂くようお願い致します。